

●香川県告示第124号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成21年3月16日から施行する。

平成21年3月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
1 指定金融機関				1 指定金融機関			
(1) 略				(1) 略			
(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等				(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等			
名称		位置	取り扱う所等	名称		位置	取り扱う所等
本支店	出張所			本支店	出張所		
略				略			
栗林支店		高松市	保育専門学院、障害福祉相談所、香川中部養護学校、高松養護学校	栗林支店		高松市	保育専門学院、障害福祉相談所、香川中部養護学校、高松養護学校、 <u>高松南警察署</u>
	鶴尾出張所	高松市			鶴尾出張所	高松市	
略				略			
伏石支店		高松市	高松土木事務所、高松桜井高等学校、 <u>高松南警察署</u>	伏石支店		高松市	高松土木事務所、高松桜井高等学校
略				略			